

地域貿易協定のアンチ・ダンピング規定：WTO プラス条項の測定*

宋 俊憲[†]

東京国際大学 商学部 教授

【要旨】

近年、地域貿易協定（RTAs）を締結する際にアンチ・ダンピング（AD）に関するルールを定めることで、域内において AD 調査や措置の発動を制限する取り組みが活発に行われている。本研究では、WTO に通報された 305 件の発効済み RTAs に盛り込まれている AD 条項を検討・分析し、RTAs の AD 規定を 4 つの類型－① No rules、② WTO-compliance、③ WTO-plus、④ Prohibition－に分類した。そして、RTAs における AD 措置の制限度を定量化するため、新たに「AD 制限指数」（Antidumping Restrictiveness Index）を開発・提案した上で、主要国・地域の RTAs において AD 措置を制限する度合いを比較分析した。その結果、未だに多くの RTAs が原則的に AD 措置の自由な発動を認めている一方で、2000 年代以降、RTAs で AD 措置の発動を制限する度合いが徐々に高くなっていることが分かった。他方、RTAs における AD 政策は、国や地域によって大きな差が見られており、同一国が締結した RTAs でも締結相手国・地域によって多様な取り決めが行われていた。そして、AD 措置の発動及び被発動状況のみならず、RTAs で AD 措置を制限する要因については、より多角的な検討が必要であることが明らかになった。

キーワード：地域貿易協定、AD 措置、AD 規定、AD 制限指数

* 本研究は JSPS 科研費（19K01657）の助成を受けたものである。

[†] E-mail: jsong@tiu.ac.jp

I. はじめに

世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) の発足後、地域貿易協定 (regional trade agreements: RTAs)¹の締結が増加すると同時に、RTAs の中に WTO 規律を強化するいわゆる「WTO プラス」(WTO-plus) 規定を取り入れる動きが活発化するようになった (Horn et al., 2010)。特に多くの国・地域が、RTAs を締結する際にアンチ・ダンピング (anti-dumping: AD) に関するルールを定めることにより、域内において AD 調査や措置の発動を抑制し、相手国の貿易救済措置から自国産業を保護する取り組みを積極的に行っている (Prusa & Teh, 2011; Kanteng & Parwitz, 2013)。実際に、RTAs に AD 条項を取り入れると、域内国・地域に対する AD 措置が減少するとの研究結果も示されている (Prusa & Teh, 2010; Ahn & Shin, 2011)。

このような動向の背景をみると、関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) 及び WTO 体制の下で関税及び数量制限は大幅に削減・撤廃されたものの、AD 措置の恣意的濫用が国際貿易紛争の大きな火種となっている現状がある (Song & Lee, 2013)。WTO (2020a) によると、1995 年から 2019 年まで、WTO 加盟国によって行われた AD 調査は 5,944 件に上り、その中で 3,958 件の AD 措置が発動された。従来は米国、欧州連合 (EU)、カナダ、豪州のような先進国による発動が多かったが、最近ではインドや中国などの途上国による発動が急増している (Blonigen & Prusa, 2016)。逆に、中国をはじめ、韓国、台湾、日本などの東北アジアの国・地域は AD 措置の主なターゲットとされている。

国際貿易において AD 問題が大きく注目されるようになり、AD に関する多様な研究が行われてきた²。例えば、AD 提訴の決定要因—産業要因やマクロ経済要因など—を明らかにしたり、AD 措置の経済厚生効果を分析したり、各国の AD 法令や規定の特徴及び GATT 及び WTO・AD 協定との整合性を考察するなどの研究が数多く見られる。しかしその一方で、RTAs の拡散が AD 措置の活用に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されているにもかかわらず、RTAs と AD との関係に注目した研究は十分とは言い難い (Blonigen & Prusa, 2016)。Teh et al. (2009) によって RTAs における貿易救済措置の現状や特徴が検討された後、一部の研究者が RTAs の AD 規定を分析し、どのような条項が盛り込まれているか確認し、RTAs の AD 規定を分類している程度にとどまっている (Voon, 2010; Prusa & Teh, 2011; Rey, 2012; Prusa, 2016)。

以上の議論を踏まえて、本稿は、WTO に通報された発効済み RTAs に盛り込まれている AD 規定を検討し、新たに開発した「アンチ・ダンピング制限指数」(Antidumping Restrictiveness

¹ 本稿における RTAs とは、自由貿易協定、関税同盟、経済統合協定、そして授權条項に基づいて途上国間で締結される部分自由化協定などを総称する概念である。

² AD に関する先行研究のレビューは、Blonigen & Prusa (2001, 2016) と WTO (2009) などを参照されたい。

Index：以降「AD 制限指数」と表記）を用いて、RTAs における AD 措置の制限度を定量化する。RTAs で AD 措置の発動を制限する度合いを数値化する試みは、各国の知的財産権保護の度合いを測定するために開発された Ginarte & Park (1997) の Intellectual Property Rights Index から大きなヒント得ている。本稿では、RTAs において AD 措置の発動を制限する度合いを一つの指標で測定・可視化することにより、世界各国の AD 措置に対する政策方針をより明確に示すことができると考えられる。

II. 先行研究

GATT 第 24 条 8 項によると、WTO 加盟国が RTAs を締結する際には「関税その他の制限的 通商規則」を実質上のすべての貿易について廃止することが求められる。Marceau (1994) は AD 措置も RTAs で廃止すべき貿易制限措置に該当すると述べている。実際に、経済統合の度合いが深い欧州連合 (EU) は、域内で AD 措置の発動が禁止されていることが分かる。しかしながら、EU などのような一部の RTAs を除き、多くの場合は域内外国に対する AD 措置の発動が正式に認められている (Rey, 2012; Prusa, 2017)。

周知のように AD 措置は本来の趣旨と違って保護貿易手段に変貌しており、その恣意的な運用や濫用に歯止めがかかる様子は見られない。実際に 2010 年代に入り、WTO 加盟国による AD 措置の発動は再び増加傾向にある。そこで世界各国は、RTAs を締結する際に AD 措置の発動に必要な実体的かつ手続的要件に係るルールを取り入れて、AD 調査の透明化や発動基準の厳格化を模索している (Teh et al., 2009; Voon, 2010; Rey, 2012)。従来の RTAs は主に関税や数量制限などの貿易障壁を取り除くことを目的としたのに対し、最近では WTO で規律されていない新しい分野 (WTO-extra) が盛り込まれたり、WTO が規定する以上の内容に合意 (WTO-plus) したりする取り組みが活発になっている (Horn et al., 2010)。AD 措置を含む貿易救済措置は、多くの RTAs において WTO プラスの合意が実現されている。

ところが、RTAs に WTO プラス条項の導入が増えることにより、域内国・地域に対する AD 措置が厳しく制限される一方、域外国・地域に対する AD 調査や発動は増加するとの懸念が浮上した (Teh et al., 2009)。実際に Ahn & Shin (2011) によると、RTAs 締結後、加盟国に対する AD 調査が以前に比べて減少したのである。特に Prusa & Teh (2010) の研究では、RTAs に AD 条項が導入されることにより、域内国・地域に対する AD 措置は 33~35%減少する一方、域外国・地域に対する AD 措置は 10~30%増加することが明らかになった。しかし、ラテンアメリカ諸国を対象に行われた実証分析では、AD 条項を含む RTAs が締結されることで、域内外共に AD 措置が減少される効果が確認された (Sandler, 2011)。このように RTAs 域内外国に対する AD 措置の差別的かつ選別的適用については、まだ一貫した分析結果が得られていない。

一方、2010年代以降、RTAsに多様なAD規定が盛り込まれるようになり、その条文の内容を調査・分析し、RTAsの特徴や形態を把握・分類する取り組みが行われた。例えば、Teh et al. (2009)、Voon (2010)、Prusa & Teh (2011)、Rey (2012)、Prusa (2017)は、WTOに通報されたRTAsのAD規定を検討し、その合意内容に基づいてRTAsの形態を分類している。しかし、RTAsのAD規定は、域内貿易規模、統合の度合い、加盟国の経済発展水準などによって様々なヴァリエーションが存在しているので、その類型を明確に定義する作業は決して容易ではない(Prusa, 2011)。上記の先行研究によると、RTAsのAD規定は、概ね次の4つの類型に分類できる。

第1に、AD措置に関する規定が盛り込まれていない類型(No rules)である。例えば、2000年代に日本が締結したRTAsを見ると、RTAsで撤廃される関税の定義からAD措置が除外されて、GATT第6条及びWTO・AD協定に適合的なAD措置の適用を妨げない旨が規定されている(川島、2006)。要するに、AD規定が不在しても、域内国・地域に対するAD措置の発動が禁止されているわけではなく、GATT及びWTO協定に基づくAD措置の発動が原則的に認められている(Prusa, 2011; Rey, 2012)。このような類型は、主にWTO非加盟国・地域間のRTAsでよく見られる(Voon, 2010)。

第2に、AD措置に関する条項が別途含まれているものの、単にAD措置に関してGATT第6条及びWTO・AD協定に基づく権利義務を維持(maintain)・保持(retain)・再確認(reaffirm)する類型(WTO-compliance)である。つまり、GATT及びWTO協定のルールを完全に遵守すべきとして、単にその条項を復唱したに過ぎないのである。例えば、2020年1月に発効された香港・豪州FTA第2.10条には、次のように規定されている。

“Each Party maintains its rights and obligations under Article VI of GATT 1994 and the AD Agreement.”

当然、このような類型のRTAsでは、GATT第6条及びWTO・AD協定に基づくAD措置の自由な発動が認められる。

第3に、基本的にGATT第6条及びWTO・AD協定に基づく権利義務を保持しながら、域内国・地域に対するAD調査及び措置に関して様々な条項を取り入れる類型(WTO-plus)である。例えば、多くのRTAsでは、AD調査を開始する前に、相手国政府に文書で通報することを義務付けたり、調査当局や利害関係者との協議を求めたりする。AD調査に関しては、不要な調査遅延を禁止したり、調査期間を具体的に定めたり、公聴会の開催を義務付ける条項も見られる。AD措置の発動に関しては、多くのRTAsがレッサー・デューティー・ルール(lesser duty rule)を導入している。また、台湾・ニカラグアFTAのように課税期間を4年に短縮しているケースも見られる。RTAsのWTOプラス条項を見ると、国・地域による政策方針の違いが現れている。例えば、韓国はゼロイング(zeroing)を禁止する条項を積極的に取り入れている(宋、2012)。

EU の RTAs には、公共利益（public interest）の考慮、公正なかつ透明性のある態様による調査遂行、建設的な救済措置（constructive remedies）の検討などを求める条項がよく含まれている。

最後に、域内で AD 措置の発動を完全に禁止する類型（Prohibition）である。典型的な事例として、EU をはじめ、欧州自由貿易連合（EFTA）、欧州経済領域（EEA）、豪州・ニュージーランド経済関係緊密化協定（ANZCERTA）、ユーラシア経済連合（EAEU）などが挙げられる。特に EFTA は RTAs で AD 措置の禁止する条項を積極的に取り入れている（Kasteng & Prawitz, 2013）。例えば、EFTA・香港 FTA の第 2.12 条には、次のように規定されている。

“A Party shall not apply anti-dumping measures as provided for under Article VI of the GATT 1994 and the WTO Agreement on Implementation of Article VI of the GATT 1994 in relation to products originating in another Party.”

このように加盟国間で AD 発動を明示的に禁止する RTAs がある一方で、EU がアンドラ、サンマリノと締結した関税同盟のように明示的な条項は含まれておらず、完全な関税同盟が実現されたので AD 措置が禁止されていると判断される場合もある（Rey, 2012）。そして最近の RTAs は競争条項が盛り込まれるケースが増えており、ANZCERTA、EFTA・チリ FTA、EFTA・シンガポール FTA は、競争条項の適用可能性を根拠に AD 措置が禁止されている（Kasteng & Prawitz, 2013）。

以上のように、RTAs の AD 規定には 4 つの類型は確認されており、また RTAs ごとに多様な条項が盛り込まれていることが分かる。そして国・地域によって RTAs の AD 規定に関する政策方針が異なる一方で、同じ国・地域が締結した RTAs でも AD 規定は多岐にわたるケースが多い（Prusa, 2011）。実際、米国や日本は RTAs で AD 措置の発動をなるべく制限しない政策方針が強く打ち出されている一方で、シンガポールや韓国は WTO プラス条項を積極的に取り入れている。また、EU や EFTA のように、RTAs の AD 規定に関して政策的一貫性が明確に見えないケースも少なくない。

Ⅲ. 分析方法

1. 分析フレームワーク

周知のように、本研究の目的は、RTAs 域内国・地域に対する AD 調査及び措置を制限する度合いを可視化するため、RTAs における AD 措置の制限度を測る新たな指数を開発・提案することである。そこで本研究では、世界の発効済み RTAs に盛り込まれている AD 条項を検討した上で、AD 制限指数を算出するために必要な分析フレームワークを構築した。本研究の分析フレームワークは、次のように 5 つのカテゴリー— (1) 調査、(2) 要件、(3) 措置、(4) 制限、(5)

透明性一で構成されており、それぞれのカテゴリーは5つの下位項目で評価される〈表1〉。AD制限指数の算出は、各々の評価項目に関連する条項がRTAsに盛り込まれているか否かを検討することから始まる。

(1) 調査

最初の「調査」(Investigation)は、AD措置の手続的要件に関連する条項の有無を確認するカテゴリーであり、5つの下位項目一①調査開始、②事前通報、③調査期間、④調査方法、⑤意見聴取一で構成される。まず①調査開始は、RTAsにおいて調査申請の資格を定めたり³、調査開始の不必要な遅延を禁止したり⁴、調査申請の窓口を定める場合が挙げられる。②事前通報(notification)は、調査開始の前に、相手国に通報することを義務付けることであり、その期限や方法なども同時に定められている事例が多い。③調査期間は、AD調査に要する期間を具体的に提示することであり、主に南米諸国のRTAsでよく見られる。④調査方法は、政府当局によるダンピング及び損害調査に係る規定を定めるなど、事実確認や現地調査に関する具体的なルールを示す。⑤意見聴取は、調査期間中に公聴会を開催したり、利害関係者に自分の意見を述べる機会を与えたりすることを義務付ける条項が該当される。

(2) 要件

次に「要件」(Requirements)は、AD措置を発動するために検討される項目が含まれており、同じく5つの下位項目一①損害基準、②国内産業、③因果関係、④賦課基準、⑤計算一で評価される。①損害基準の場合は、ダンピングの事実を確認するための具体的なルールであり、シンガポール・ヨルダン FTA のようにネグリジブル・ダンピング(negligible dumping)基準を5%に引き上げたり、ニュージーランド・マレーシア FTA のようにダンピング輸入の有無を判断する合理的な期間を定めたり、累積評価(cumulative assessment)条項を取り入れたりする場合が該当する。②国内産業は、AD調査の申請が可能な国内産業の基準一通常、国内生産高の50%以上一を具体的に明示することである⁵。③因果関係の場合は、AD措置を発動に必要なダンピングと損害との因果関係を明確にすることを定める場合である⁶。④賦課基準の例としては、シンガポール・ヨルダン FTA のようにデミニマス(de minimis)基準を通常2%から5%に引き上げる取り組みが挙げられる。⑤計算は、ダンピング・マージンの計算に関するルールを取り入れる場合であり、ゼロイングを禁止する条項などがここに該当する。

³ 例えば、EFTA・フィリピン FTA は、政府職権調査を禁止している。

⁴ EU・カナダ FTA など、EU が締結している一部の FTAs でこのような条項が見られる。

⁵ 主に台湾が締結している FTAs で見られる。

⁶ 例えば、EU・中米 FTA の第96条は、AD措置の要件として、ダンピングによる損害と他の要因による損害を区別することを求めている。

(3) 措置

そして「措置」(Measures)は、調査の結果、AD 関税を賦課するときに検討される条項として、①暫定措置、②発動対象、③発動期間、④レッサー・デューティー・ルール、⑤公共の利益という5つの項目で評価される。①暫定措置は、WTO で認められている暫定措置の発動可能性を RTAs でもう一度明確に示す場合である。②発動対象は、主に複数国間 FTA で見られる条項として、同じ財に対する同時発動を禁止する取り組みなどが挙げられる。③発動期間は、WTO・AD 協定と同じように5年以内に限定したり、ニュージーランド・シンガポール FTA のように発動期間を3年に短縮したりする取り組みである。④レッサー・デューティー・ルールとは、AD 関税を賦課する際に、損害を除去する水準に限定する規定である。⑤公共の利益は、AD 関税を賦課する際に公共の利益を考慮するように求める条項である⁷。

(4) 制約

「制約」(Restrains) カテゴリーには、①事前協議、②価格約束、③レビュー、④建設的措置の考慮、⑤AD 制限という下位項目で構成され、RTAs 域内において AD 措置を控える努力を評価する。①事前協議 (consultation) は、AD 調査を開始する前に、相互に受け入れ可能な解決策を模索するための協議の場を設けることを規定することである。②価格約束 (price undertaking) は、申し出られた価格約束に妥当な検討を行うように求める条項などである。③レビューは、AD 措置終了後、一定期間再調査を禁止する規定である。④建設的措置の考慮は、AD 措置を発動する前に建設的な救済措置 (constructive remedies) の適用可能性を検討するように求める規定であり、主に EU が締結している FTAs でよく見られる。そして⑤AD 制限は、基本的に AD 調査や措置を認めながら、AD 調査を開始しないことを努力義務として規定している場合である⁸。

(5) 透明性

最後に「透明性」(Transparency) カテゴリーは、①情報公開、②証拠提示、③公告義務、④協議体の設置、⑤透明な運用という5つの項目で評価される。①情報公開は、調査当局が暫定措置や最終決定を行う前に、その判断となった根拠などを開示することを求める規定である。②証拠提示は、利害関係者から提出された機密情報の保護や十分な証拠に基づく調査開始などを求める条項が該当される。③公告義務とは、AD 措置を発動したり、AD 関連法令を改正したりする際に、官報などに掲載することを義務付ける規定である。④協議体の設置は、RTAs 域内で AD 措置を含む貿易救済制度に関して協議・意見交換ができる委員会やワーキンググループなどを域内に設置する取り組みである。最後の⑤透明な運用は、EU・日本 EPA 第5.12条のように、AD 調査を行う際には公正かつ透明性のある態様で実施することを求める条項などである。

⁷ 例えば、EU・韓国 FTA の第3.10条に同様の規定が盛り込まれている。

⁸ EFTA が、フィリピン、ジョージア、韓国と締結している FTAs で確認できる。

= 〈表 1〉 =

2. AD 指数の計算

それでは、前項の分析フレームワークに基づき、RTAs で AD 措置の発動を制限する度合いを定量化する AD 制限指数を算出する。AD 制限指数の開発に当たっては、特許権の保護水準を測定する Ginarte & Park (1997) の特許指数 (Index of patent rights) を大いに参照した。特許指数は、特許権の保護水準を国レベルで比較するため、多様な特許制度を比較可能な形で定量化したものである。Ginarte & Park (1997) は、各国の特許制度を 5 つのカテゴリーで 0 から 1 までの範囲で評価し、その合計を特許指数としている。

AD 制限指数の算出は、RTAs の AD 規定を 5 つのカテゴリー— (1) 調査 (Investigation)、(2) 要件 (Requirement)、(3) 措置 (Measure)、(4) 制約 (Restraint)、(5) 透明性 (Transparency) — に分けて評価し、それぞれのカテゴリーの評価から得られた数値を合計することで行われる。〈表 1〉で見られるように、これらのカテゴリーはそれぞれ 5 つの下位評価項目で構成されている。各々の下位評価項目に対し、RTAs の中に該当する AD 条項が盛り込まれている場合は 1 を、それ以外は 0 を付ける。そして 1 をとる評価項目の個数を 5 で割ると、それぞれのカテゴリーが 0 から 1 の範囲で評価される。最後に、5 つのカテゴリーの評価から得られた数値を非加重合計 (unweighted sum) すれば、RTAs の AD 制限指数が算出される。AD 制限指数は 0 から 5 までの値をとり、数値が大きいほど AD 制度の度合いが高いことを意味する。例えば、韓中 FTA の場合に、カテゴリー (1) から (5) までの評価が (1) = 0.6、(2) = 0.6、(3) = 0、(4) = 0.6、(5) = 0.8 であり、AD 制限指数は 2.6 (= 0.6 + 0.6 + 0 + 0.6 + 0.8) となる。

一方、RTAs の中に AD 規定が全く盛り込まれていなかったり、GATT 第 6 条及び WTO ・ AD 協定上の権利と義務の維持が確認されたりする場合は、AD 制限指数が 0 となる。事実、RTAs に AD 条項が存在しても、単に GATT ・ WTO 協定の権利及び義務を再確認する形態は、RTAs に AD 規定が存在しないことを意味するのである (Teh et al., 2009)。逆に、域内国・地域に対する AD 措置の発動を原則的に禁止する RTAs に対しては、AD 制限指数を最高値の 5 と評価する。

3. データ

本研究では、2020 年 7 月までに WTO に通報された 305 件の発効済み RTAs の条文を WTO の Regional Trade Agreements Database (<http://rtais.wto.org>) から入手し、各々の RTAs における AD 関連条項を検討した。但し、英文条文が公開されていない場合は、WTO 事務局がまとめた事実報告書 (Factual Presentation) を確認し、AD 条項の内容を把握した。

本研究で検討した RTAs を見ると、関税同盟 (customs union: CU)、自由貿易協定 (free trade agreement: FTA)、経済統合協定 (economic integration agreement: EIA)、部分自由化協定 (partial scope agreement: PSA) など、大きく 4 つの形態があり、それぞれ自由化の範囲と水準が異なることが分かる。WTO 加盟国は、RTA を締結する際に、GATT 第 24 条、サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) 第 5 条、そして授權条項 (Enabling Clause) 第 4 条に基づいて WTO に通報しなければならない。上記の RTAs の中で、CU と FTA は GATT 第 24 条に基づいて通報されたものであり、EIA と PSA はそれぞれ GATS 第 5 条と授權条項第 4 条に基づいて通報されたものである⁹。

〈表 2〉は、本研究で検討した RTAs を形態別にまとめたものである。RTAs は通報規定と自由化の範囲によってその形態が異なることが分かる。WTO に通報された 305 件の発効済み RTAs のうち、域内で財・サービスの自由化を約束する FTA & EIA が 149 件 (49%) で最も多く、続いて域内で財の自由化を目指す FTA が 111 件 (36%) となっている。その一方で、主に途上国間で締結される自由化の度合いが低い PSA は 26 件 (9%) であり、FTA より統合の度合いが高い CU & EIA と CU は 17 件 (6%)、そしてサービスの域内自由化を約束する EIA は僅か 2 件である。なお、305 件の発効済み RTAs の中でも比率の高い FTA & EIA 及び FTA (260 件) のうち、約 90% (233 件) が 2010 年以降に締結されたものである。

= 〈表 2〉 =

IV. 分析結果

1. AD 制限度の状況

AD 制限指数を算出する前に、まず 305 件の発効済み RTAs における AD 規定の類型について確認した 〈表 3〉。その結果、RTAs で GATT 第 6 条及び WTO・AD 協定に基づく権利義務について再確認する類型 II (WTO-compliance) が 116 件 (38%) で最も多く、続いて AD 調査や措置に関する追加的な条項を取り入れる類型 III (WTO-plus) が 93 件 (31%) となった。そして AD 措置に関する規定が盛り込まれていない類型 I (No rules) は 73 件 (24%)、域内国・地域に対する AD 措置の発動を禁止する類型 IV (Prohibition) は最も少ない 21 件 (7%) にとどまった。

= 〈表 3〉 =

⁹ RTAs の形態と特徴については、岩田 (2018) を参照されたい。

AD 規定の類型を RTAs の形態別にみると、まず途上国間で限定された自由化が行われる PSA & EIA 及び PSA の場合は、WTO プラスの類型Ⅲが僅か 3 件で、残りの 23 件は全て AD 措置の発動を認める類型Ⅰ又は類型Ⅱである。統合の度合いが高い CU & EIA 及び CU は、21 件の RTAs のうち、5 件が AD 措置の発動を禁止している一方で、AD 条項を取り入れている類型Ⅲはなく、残りは全て AD 措置の発動を認めている。AD 調査や措置に関する追加的な条項を取り入れる類型Ⅲは、主に FTA & EIA 及び FTA で見られていることが分かる。FTA & EIA 及び FTA として通報されている 260 件の RTAs の状況を詳しくみると、WTO-compliance 型の AD 規定を採択しているものが 104 件で最も多く、続いて WTO-plus 型が 94 件を占めている一方、類型Ⅰと類型Ⅳがそれぞれ 49 件 15 件となっている。

以上のように、RTAs で AD 関連条項が盛り込まれる現象は、主に FTA & EIA 及び FTA で見られている。そして近年、域内国・地域に対して AD 措置を禁止する FTA & EIA も増加している。〈表 4〉をみると、AD 措置を禁止する 21 件の RTAs のうち、14 件が 2000 年以降に締結された FTA & EIA 又は FTA である。また、21 件の類型Ⅳのうち、10 件の RTAs が EFTA 及び EFTA が締結したものであることが分かる。2020 年 8 月現在、EFTA は世界 40 国・地域と 29 件の FTAs を締結しており、その過程で AD 措置の発動を厳しく制限する政策方針を示しているのである。なお、EFTA がフィリピン、ジョージア、韓国と締結した RTAs では、AD 調査や措置を原則的に認めながら、域内国・地域に対する AD 調査の開始を控えるように努力しなければならない条項が盛り込まれている¹⁰。

= 〈表 4〉 =

WTO プラス条項を取り入れている 95 件の RTAs を調べると、次のような特徴がみられる 〈表 5〉。まず、66 件の RTAs が AD 調査を開始する前に相手国に通報することを求める条項を盛り込んでいる。相手国に通報する際に、その期限や方法などを具体的に定める場合も少なくない。例えば、韓国・中国 FTA の第 7.8 条によると、AD 調査を開始する 7 日以内に文書で通報することが義務付けられている。また、事前通報を求める RTAs の多くは、AD 調査を開始する前に相手国と協議し、相互に受け入れ可能な解決策を見出すことを促している。次に、37 件の RTAs がレッサー・デューティ・ルールの適用を定めている。そして、AD 措置をめぐる透明性を向上するため、当該問題を議論・検討するワーキンググループが委員会を設置している RTAs も 31 件に及ぶ。

= 〈表 5〉 =

¹⁰ 例えば、EFTA・フィリピン FTA の第 2.13 条には、次のように定められている。

“The Parties shall endeavour to refrain from initiating anti-dumping procedures against each other.”

結局、類型Ⅰと類型Ⅱに属する189件のRTAsは、原則的にAD措置の自由な発動を認めているので、AD制限指数は0となる。逆にAD措置を禁止している21件のRTAsは、AD制限指数が最も高い値の5となる。そして、WTOプラスの条項が盛り込まれている95件のRTAsでは、AD制限指数が0より大きく、5未満の値を持つようになる。算出されたAD制限指数の分布をみると、類型ⅢのRTAsのうち、76件が1以下のAD制限指数を示している〈図1〉。AD制限指数が1.1以上2以下のRTAsは15件、2.1以上3以下のRTAsは僅か4である。そして3.1以上4以下のRTAsは皆無である。このような分析結果は、WTO-plus型のRTAsでも、6つ以上の評価項目（AD関連条項）が盛り込まれているケースは少ないのである。

= 〈図1〉 =

しかし、図2に見られるように、2000年代に入ってRTAsにAD関連条項を取り入れる取り組みが増加すると共に、AD制限指数の値も徐々に大きくなっている傾向がある。最初のWTO-plus型のRTAsは、1977年2月に発効された豪州とパプアニューギニアの通商連携協定（PATCRA）であり、続いて同じく豪州が南太平洋諸国と締結した南太平洋地域貿易経済協力協定（SPARTECA）が1981年1月に発効されている。しかし、これらのRTAsには事前通報や協議義務などの条項が含まれているにすぎず、AD制限指数も非常に小さい。以降、2000年代半ばに入り、比較的に高いAD制限指数のRTAsが締結されるようになった。例えば、EU・韓国FTA、EU・ウクライナFTA、韓国・中国FTAは、AD制限指数が2.4に達している。

= 〈図2〉 =

2. 主要国・地域の状況

以降、本研究では、AD措置発動・被発動状況を考慮し、主要国のAD制限指数の特徴を比較することで、国や地域によるAD政策の違いを検討したい。下の〈表6〉は、AD措置発動・被発動件数上位10カ国・地域の状況と共に、当該国・地域が締結したRTAsの平均AD制限指数をまとめたものである。前述したように、1995年から2019年まで述べ3,958件のAD措置が発動されており、上位10カ国・地域による発動件数が全体の約75%を占めている。同様に、被発動件数が多い上位10カ国・地域が全体で占める割合は約65%に上る。現在、発動件数はインドが最も多く、続いて米国、EU、アルゼンチン、ブラジルなどの順となっている。その一方で、被発動件数は中国が圧倒的に多く、韓国、台湾、米国、日本などが上位を占めている。

= 〈表6〉 =

まず、AD措置を最も積極的に発動しているインドと世界で最もAD措置の対象となっている中国の状況を比較してみたい。2020年8月現在、中国は14件のRTAsが発効中であり、インドは12件のRTAsをWTOに通報している。インドの場合は、シンガポール、韓国、マレーシア

などとの RTAs においてやや高い水準の AD 制限指数を見せているが、8 件の RTAs では AD 制限指数が 0 となっている。インドの AD 制限指数が比較的の高い RTAs は、むしろ相手国の政策方針が反映された結果であると推察できる。結局、インドの平均 AD 制限指数は 0.3 の低い水準にとどまっている。一方、中国の場合は、平均 AD 制限指数が 1.1 であり、WTO プラス型の RTAs を積極的に締結しているように見える。しかし、ASEAN をはじめ、チリ、パキスタン、ジョージアなど、中国が途上国と締結した RTAs の AD 制限指数は非常に低く、また香港やマカオとの RTAs 以外に平均 AD 制限指数が 1 以上の RTAs は 2 件しかない。

= 〈図 3〉 =

次に、従来から AD 措置のヘビーユーザーとして知られている米国と EU の状況を確認しておきたい。米国と EU の平均 AD 制限指数は、それぞれ 0.1 と 0.9 であり、RTAs の AD 規定に関する政策方針の違いが明確である。2020 年 8 月現在、米国は 20 カ国と 14 の RTAs を発効しているが¹¹、NAFTA と米国・韓国 FTA を除き、残りの RTAs は全て AD 制限指数が 0 である。NAFTA 以降、米国は一貫して RTAs に AD 規定を取り入れることを拒んできた。しかし、米国・韓国 FTA を改正する際に韓国政府の要求に応じて初めて AD 関連条項が盛り込まれるようになり（宋、2012）、AD 制限指数が 1 となっている。一方、EU の場合は、類型 I（No rules）から類型 IV（Prohibition）まで多様な RTAs を締結しており、類型 III（WTO-plus）の RTAs も多数存在する。〈図 3〉を見ると、EU による WTO プラス型 RTAs の締結は、CARIFORUM（カリブ諸国 15 カ国）と RTAs を発効した 2008 年以降から本格的に展開されていることが分かる。

= 〈図 4〉 =

最後に、AD 措置の被発動件数が多い韓国と日本の状況を見ると、RTAs の AD 規定に関する両国の政策方針が大きく異なっていることは明らかである。韓国と日本が締結している RTAs の平均 AD 制限指数は、それぞれ 1.2 と 0.1 であり、その差は非常に大きい。韓国の場合は、15 件の発効済み RTAs のうち、チリ、シンガポール、ASEAN との RTAs を除き、全て 1 以上の AD 制限指数を見せている。また韓国の RTAs における AD 制限指数は、増加傾向であることが分かる。その一方で、日本の RTAs は、インド、環太平洋パートナーシップ協定（CPTTP）、EU などとの RTAs を除いて、すべて AD 制限指数が 0 である。韓国が WTO プラス型の RTAs を通じて相手国・地域による AD 措置の発動を積極的に制限している一方で、日本は RTAs に AD 規定を取り入れることに非常に消極的な姿勢を見せている。

= 〈図 5〉 =

¹¹ 米国が締結した RTAs については、USTR のホームページ（<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>）を参照されたい。

一見、インドや米国など、AD 措置の発動件数が多い国・地域の平均 AD 制限措置は比較的
低く、逆に中国や韓国のような被発動国・地域の平均 AD 制限措置は高いように見える。しかし、
AD 措置の発動・被発動状況と RTAs の AD 制限措置との間に有意な関係があるとは言い難い。
AD 措置の発動件数の多い EU、豪州、カナダなどは平均 AD 制限措置が相対的に高い一方で、
日本、タイ、インドネシアのように被発動件数が多いにもかかわらず、平均 AD 制限措置が相対
的に低い例もある。したがって、RTAs で AD 措置の発動を制限する要因については、単に AD
措置の発動及び被発動状況のみならず、より多角的な分析が必要であると考えられる。

V. おわりに

以上、本研究では、WTO に通報された 305 件の RTAs に盛り込まれている AD 規定を検討し
た上で、RTAs で AD 措置の発動を制限する度合いを測る新たな指数を開発し、主要国・地域の
RTAs における AD 制限度を比較した。RTAs における AD 措置の制限度を定量化・可視化する
ことにより、各国・地域の AD 措置に対する政策方針の違いがより明確になり、今後、RTAs と
AD 措置との関連性をより詳細に分析できると考えられる。

周知のように、近年、RTAs に AD 調査・発動に関する規定を取り入れることで、域内におい
て AD 措置を制限しようとする取り組みが増加している。もちろん、多くの RTAs が AD 措置に
関する規定を定めなかったり、単に GATT 及び WTO・AD 規定上の権利義務を再確認したりす
るなど、域内国・地域に対する AD 措置を認めている。しかし、2000 年代以降、AD 制限指数
は増加傾向を示しており、RTAs で AD 措置の発動を制限する度合いが徐々に高くなっている。

一方、本研究では、AD 措置の発動・被発動状況と AD 制限指数との関連性についても検討し
たが、明確な結論を得ることはできなかった。RTAs における AD 政策は、国や地域によって大
きな違いが見られたのである。実際に、積極的に AD 措置を発動する EU と米国を比較した結
果、EU は WTO プラス型の RTAs を多数締結しているのに対し、米国は RTAs に AD 規定を取
り入れることに一貫して慎重な姿勢を堅持している。同様に、AD 措置の被発動件数が多い韓国
と日本の場合でも、政策方針の違いは明確であった。

RTAs 域内国・地域に対する AD 措置の制限は、市場統合の度合い、共通競争政策の有無、加
盟国の経済発展水準、域内貿易規模、域外共通関税の設定有無など、様々な要因によって左右
されると考えられる (Prusa & Teh, 2011)。したがって、国・地域によって RTAs の AD 規定に
関する方針が異なり、同一国が締結した RTAs でも締結相手国・地域によって多様な取り決めが
行われているのである。本研究の成果は、今後、RTAs・AD 規定の決定要因を明らかにする際
に活用できると考えられる。

他方、RTAs の AD 規定により、域内国・地域においては AD 措置をめぐる紛争が減少する一方で、域外国・地域に対する AD 措置は増加するいわゆる“protection diversion”が懸念されている (Prusa, 2011; Blonigen & Prusa, 2016)。この問題については Prusa & Teh (2010) や Ahn & Shin (2011) によって実証的に検討されている。しかし、これらの既存研究では、RTAs・AD 規定の内容や性格などを考慮せず、単にダミー変数 (条項の有無) に基づいて実証分析を行っている。今後、本研究で提案された AD 制限指数を用いることで、RTAs・AD 条項の差別的運用や貿易効果などについてより精緻な分析が可能になると考えられる。

<参考文献>

- 岩田 伸人 (2018) 「FTA・関税同盟の意義、WTO の現状と課題：地域統合 (RTA) の現状と新たな動き」日本貿易学会研究論文第 7 号。
- 川島 富士雄 (2006) 「地域経済統合におけるダンピング防止措置の適用に関する規律：横断的比較を通じた規律導入の条件に関する考察」RIETI Discussion Paper Series 06-J-053、経済産業研究所。
- 宋 俊憲 (2012) 「自由貿易協定におけるアンチ・ダンピング措置の運用」『東京国際大学論叢 (商学部編)』第 85 号 1-12 頁。
- Ahn, D., & Shin, W. (2011). Analysis of anti-dumping use in free trade agreements. *Journal of World Trade*, 45, 431-456.
- Blonigen, B. A., & Prusa, T. J. (2016). Dumping and antidumping duties. In K. Bagwell & R. W. Staiger (Eds.), *Handbook of Commercial Policy* (Vol. 1, pp. 107-159). Amsterdam: North-Holland.
- Ginarte, J. C., & Park, W. G. (1997). Determinants of patent rights: A cross-national study. *Research Policy*, 26(3), 283-301.
- Horn, H., Mavroidis, P. C., & Sapir, A. (2010). Beyond the WTO? An anatomy of EU and US preferential trade agreements. *The World Economy*, 33(11), 1565-1588.
- Kasteng, J., & Prawitz, C. (2013). *Eliminating Anti-Dumping Measures in Regional Trade Agreements*. Stockholm: Kommerskollegium.
- Marceau, G. Z. (1994). *Anti-dumping and Anti-trust Issues in Free-trade Areas*. Oxford: Clarendon Press.
- Prusa, T. J. (2011). Trade remedy provisions. In J. P. Chauffour & J. C. Maur (Eds.), *Preferential Trade Agreement Policies for Development: A Handbook* (pp. 179-196). Washington, D.C: World Bank.

- Prusa, T. J. (2017). Antidumping provisions in preferential trade agreements. In J. N. Bhagwati, P. Krishna, & A. Panagariya (Eds.), *The World Trade System: Trends and Challenges* (pp. 117-148). Cambridge: The MIT Press.
- Prusa, T. J., & Teh, R. (2010). Protection reduction and diversion: PTAs and the incidence of antidumping disputes. Working Paper 16276, Cambridge: National Bureau of Economic Research.
- Prusa, T. J., & Teh, R. (2011). Contingent protection rules in regional trade agreements. In K. W. Bagwell & P. C. Mavroidis (Eds.), *Preferential Trade Agreements: A Law and Economics Analysis* (pp. 60-100). New York: Cambridge University Press.
- Rey, J. D. (2012). Antidumping regional regimes and the multilateral trading system, Staff Working Paper ERSD-2012-22, Geneva: World Trade Organization.
- Sandler, D. (2011). *Preferential Trade Agreements and Developing Country Use of Antidumping: The Effects of Preferential Trade Agreements on the Use of Antidumping by Developing Countries*, Saarbrücken: LAP LAMBERT Academic Publishing.
- Song, J. H. & Lee, K. J. (2013). Bureaucratic politics, policy learning, and changes of antidumping policy and rules in Japan. *Journal of International Trade Law and Policy*, 12(1), 4-22.
- Teh, R., T. J. Prusa, & M. Budetta. (2009). Trade remedy provisions in regional trade agreements. In A. Estevadeordal, K. Suominen & R. Teh (Eds.), *Regional Rules in the Global Trading System* (pp. 166-249). Cambridge: Cambridge University Press.
- USTR. (2020). Free trade agreements. Retrieved from <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>.
- Voon, T. (2010). Eliminating trade remedies from the WTO: Lessons from regional trade agreements. *International and Comparative Law Quarterly*, 59(3), 625-667.
- WTO. (2009). *World Trade Report 2009: Trade Policy Commitments and Contingency Measures*, Geneva: World Trade Organization.
- WTO. (2020a). Anti-dumping. Retrieved from https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_e.htm.
- WTO. (2020b). Regional trade agreements Database. Retrieved from <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>.

〈表1〉 分析フレームワーク

カテゴリー	評価項目	AD 条項の例	韓中 FTA
(1) 調査	調査開始	AD 申請、調査開始要件、遅延禁止	0
	事前通報	相手国への事前通報	1
	調査期間	調査期間の設定	0
	調査方法	AD 調査に関する方法・手続き	1
	意見聴取	公聴会・意見聴取機会の提供	1
(2) 要件	損害基準	累積評価、ネグリジブルの引き上げ	1
	国内産業	国内産業の定義	0
	因果関係	因果関係の評価基準	0
	賦課基準	De minimis 基準の引き上げ	1
	計算	ダンピング・マージン計算、Zeroing 禁止	1
(3) 措置	暫定措置	暫定措置の発動	0
	賦課対象	域内国・地域に対する同時発動の禁止	0
	賦課期間	課税期間の短縮・明確化	0
	Lesser duty rules	レッサー・デューティー・ルールの適用	0
	公共の利益	公共の利益の考慮	0
(4) 制約	事前協議	調査当局間の協議義務・協議期間	1
	価格約束	価格約束機会の提供	1
	レビュー	AD 終了後の再調査・再発動禁止	1
	建設的措置の考慮	AD 以外の救済方法・可能性の模索	0
	AD 制限	AD 調査・措置制限の努力	0
(5) 透明性	情報公開	重要事実の公開	1
	証拠提示	証拠提示	0
	公告義務	公告の義務	0
	協議体の設置	ワーキンググループ・委員会などの設置	1
	透明な運用	公正・透明な制度運用	1

〈表2〉 RTAs の形態 (N = 305)

形態	通報規定	自由化	件数
CU & EIA	GATT 第 24 条・GATS 第 5 条	財・サービス	3
	授權条項	財・サービス	2
CU	GATT 第 24 条	財	7
	GATT 第 24 条・授權条項	財	1
	授權条項	財	4
FTA & EIA	GATT 第 24 条・GATS 第 5 条	財・サービス	136
	GATT 第 24 条・GATS 第 5 条・授權条項	財・サービス	8
	GATS 第 5 条・授權条項	財・サービス	5
FTA	GATT 第 24 条	財	101
	授權条項	財	10
EIA	GATS 第 5 条	サービス	2
PSA & EIA	GATS 第 5 条・授權条項	財・サービス	1
PSA	授權条項	財	25

〈表3〉 RTAs・AD 規定の類型 (N = 305)

RTAs	類型 I (No rules)	類型 II (WTO-compliance)	類型 III (WTO-plus)	類型 IV (Prohibition)
CU & EIA	2 (0.7%)	1 (0.3%)	-	2 (0.7%)
CU	8 (2.6%)	1 (0.3%)	-	3 (1.0%)
FTA & EIA	19 (6.2%)	48 (15.7%)	72 (23.6%)	10 (3.3%)
FTA	30 (9.8%)	56 (18.4%)	20 (6.6%)	5 (1.6%)
EIA	1 (0.3%)	-	-	1 (0.3%)
PSA & EIA	1 (0.3%)	-	-	-
PSA	12 (3.9%)	10 (3.3%)	3 (1.0%)	-
合計	73 (24%)	116 (38%)	95 (31%)	21 (7%)

〈表4〉 類型IV (AD 禁止) の RTAs

	RTAs	RTA 類型	発効日 ⁽¹⁾	AD 条項
1	European Union (EU)	CU & EIA	1958/1/1	91 ⁽²⁾
2	European Free Trade Association (EFTA)	FTA & EIA	1960/5/3	9
3	Australia - New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement	FTA & EIA	1983/1/1	4
4	EU - Andorra ⁽³⁾	CU	1991/7/1	-
5	European Economic Area	EIA	1994/1/1	26
6	Economic Community of West African States	CU	1995/8/23	42
7	Canada - Chile	FTA & EIA	1997/7/5	M-01
8	EU - San Marino ⁽³⁾	CU	2002/4/1	-
9	EFTA - Singapore	FTA & EIA	2003/1/1	16
10	China - Hong Kong, China	FTA & EIA	2003/6/29	7
11	China - Macao, China	FTA & EIA	2003/10/17	7
12	Common Economic Zone	FTA	2004/5/20	2
13	EFTA - Chile	FTA & EIA	2004/12/1	18
14	EFTA - Serbia	FTA	2010/10/1	18
15	EFTA - Albania	FTA	2010/11/1	17
16	EFTA - Ukraine	FTA & EIA	2012/6/1	2.14
17	EFTA - Montenegro	FTA	2012/9/1	19
18	EFTA - Hong Kong, China	FTA & EIA	2012/10/1	2.12
19	EFTA - Bosnia and Herzegovina	FTA	2015/1/1	20
20	Eurasian Economic Union	CU & EIA	2015/1/1	28.3
21	Hong Kong, China - Macao, China	FTA & EIA	2017/10/27	8

注：(1) 全て物品貿易協定の発効日である。

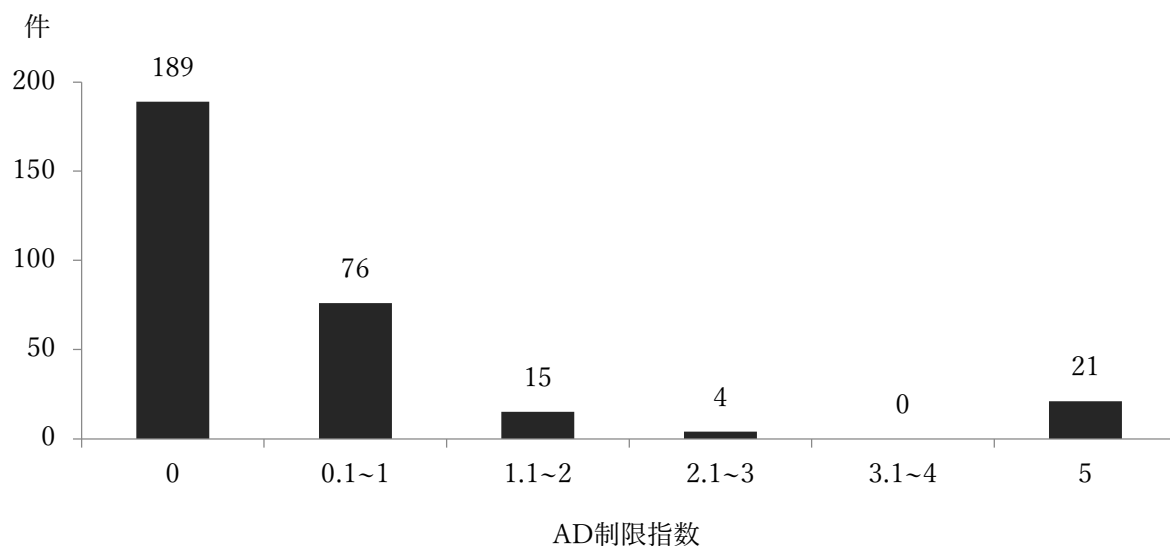
(2) The consolidated version of the Treaty of Rome (1992)。

(3) AD 措置を明示的に禁止する条項はない。

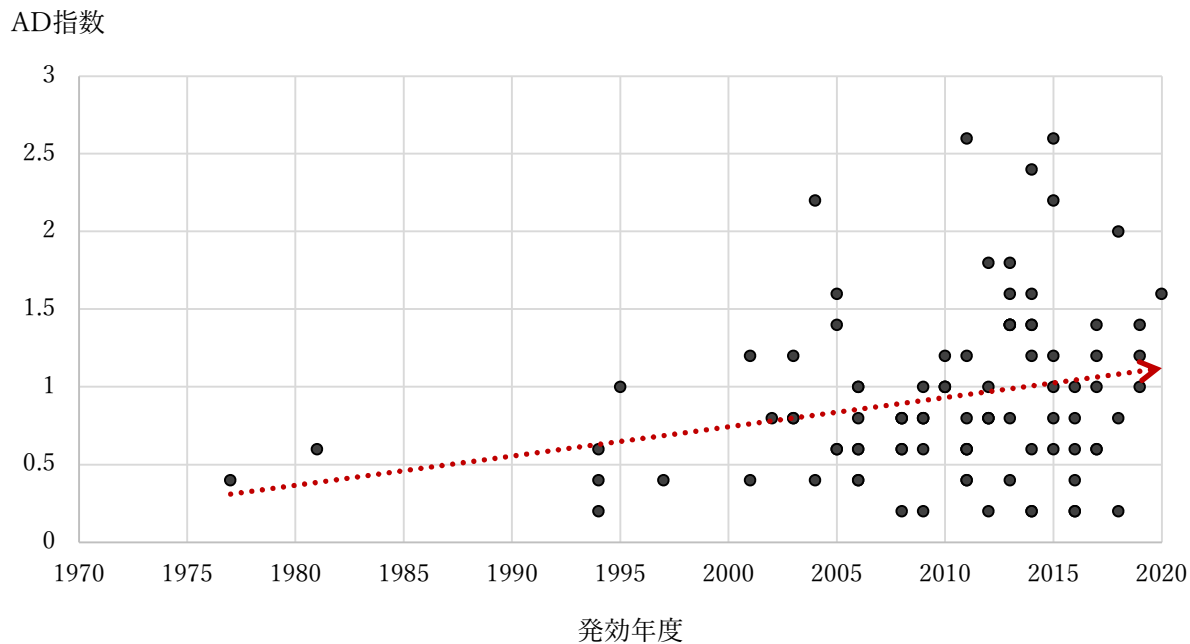
〈表5〉 RTAs における AD 条項の導入状況 (n = 95)

カテゴリー	評価項目	件数
(1) 調査	調査開始	14
	事前通報	66
	調査期間	12
	調査方法	19
	意見聴取	20
(2) 要件	損害基準	11
	国内産業	4
	因果関係	1
	賦課基準	8
	計算	18
(3) 措置	暫定措置	3
	賦課対象	7
	賦課期間	17
	Lesser duty rules	37
	公共の利益	13
(4) 制約	事前協議	51
	価格約束	11
	レビュー	18
	建設的措置の考慮	8
	AD 制限	7
(5) 透明性	情報公開	23
	証拠提示	6
	公告義務	4
	協議体の設置	31
	透明な運用	17

〈図1〉 AD 制限指数の分布 (N = 305)



〈図2〉 WTO-plus RTAs の発効年度と AD 制限指数 (n = 95)



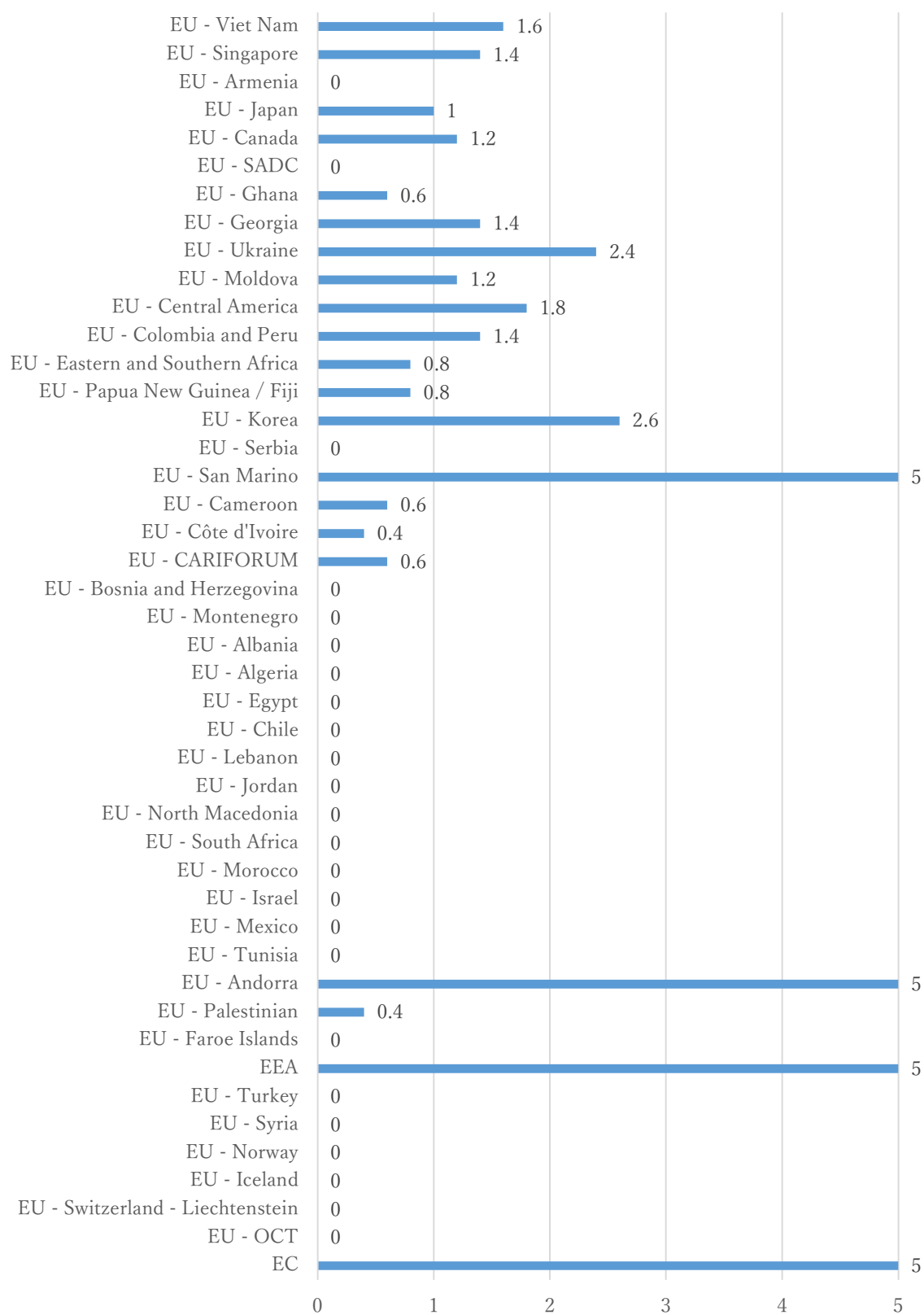
〈表 6〉 AD 発動・被発動状況と平均 AD 制限指数

発動			被発動		
国・地域	件数 (%)	AD 制限指数 (平均)	国・地域	件数 (%)	AD 制限指数 (平均)
インド	706 (17.8)	0.3	中国	1033 (26.1)	1.1
米国	502 (12.7)	0.1	韓国	289 (7.3)	1.2
EU	332 (8.4)	0.9	台湾	212 (5.4)	0.5
アルゼンチン	267 (6.7)	0.0	米国	191 (4.8)	0.1
ブラジル	266 (6.7)	0.0	日本	167 (4.2)	0.1
中国	232 (5.9)	1.1	タイ	165 (4.2)	0.1
トルコ	199 (5.0)	0.1	インド	145 (3.7)	0.3
豪州	168 (4.2)	0.9	インドネシア	141 (3.6)	0.0
カナダ	160 (4.0)	0.8	ロシア	130 (3.3)	0.7
南アフリカ	141 (3.6)	0.1	ブラジル	111 (2.8)	0.0

注：AD 措置の発動・被発動件数は 1995 年から 2019 年までの合計である。

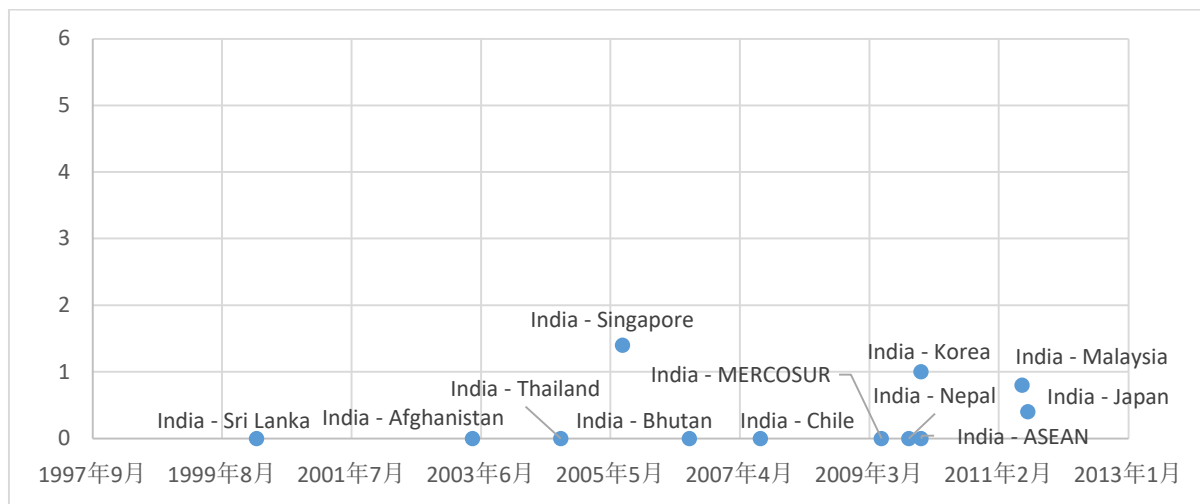
出所：WTO (2020a) 及び著者計算。

〈図3〉 EU の RTAs と AD 制限指数

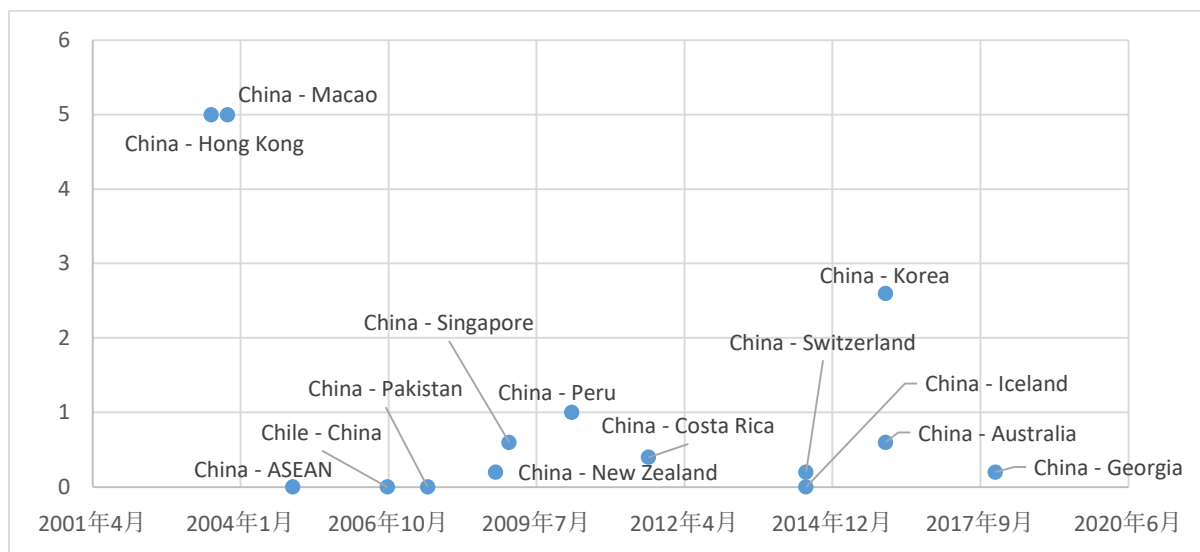


〈図4〉 AD 制限指数の印中比較

【インド】



【中国】



〈図5〉 AD 制限指数の日韓比較

